

現 行	改 正 後
<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>3 - 1 損害保険募集関係</p> </div> <p>損害保険募集人が保険契約者の利益を害することが無いよう、損害保険会社は損害保険募集人の適切な業務運営を確保する必要がある。このため、以下のような点について、損害保険会社の取り組み状況等を確認することとする。</p> <p>3 - 1 - 1 適正な保険募集体制の確立</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 - 1 - 2 募集活動の適正化</p> <p>(1) 法第295条関係</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(注) 既存代理店に対する措置として、平成8年3月31日以前の登録代理店については、<u>当分の間は、次の計算で行う。</u></p> <p>1. 対象保険契約は、火災保険、自動車保険及び傷害保険契約(医療費用保険及び介護費用保険を含む。)とする。</p> <p>2. 特定契約の割合は、各特定者個々で特定契約の割合を計算し、そのうち最も高い割合を特定契約の割合とする。</p> <p>3. <u>既存代理店が損害保険代理店制度に基づく種別変更を行う場合には、上記1および2の規定を適用しない。また、種別変更後も同様とする。</u></p>	<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>3 - 1 損害保険募集関係</p> </div> <p>(同左)</p> <p>3 - 1 - 1 適正な保険募集体制の確立</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>3 - 1 - 2 募集活動の適正化</p> <p>(1) 法第295条関係</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(注) 既存代理店に対する措置として、平成8年3月31日以前の登録代理店で、<u>かつ、同年4月1日以降平成13年3月31日までの間に損害保険代理店制度に基づく種別変更を行わなかった代理店については、当分の間、次の計算で行う。</u></p> <p>1. 対象保険契約は、火災保険、自動車保険及び傷害保険契約(医療費用保険及び介護費用保険を含む。)とする。</p> <p>2. 特定契約の割合は、各特定者個々で特定契約の割合を計算し、そのうち最も高い割合を特定契約の割合とする。</p> <p>(削 除)</p>

(新 設)

(2)~(9) (略)

3 - 1 - 3 他人の生命の保険契約について
(略)

3 - 1 - 4 損害保険代理店制度

法第4条第2項第2号等に定める事業方法書において、代理店手数料の水準が代理店の種別等に対応して規定されていること、及び、多様化する消費者ニーズを的確に把握するとともに、きめ細かいサービス及び良質の情報を消費者に提供することの重要性に鑑み、各損害保険会社は、以下のような代理店種別制度を設け、適切な代理店の管理及びその資質の向上に努める必要があるが、その措置及び取組状況はどうか。

(1) 代理店の区分

法第276条の規定による登録を受けた代理店を種別代理店と無種別代理店に区分して管理する。

種別代理店は、火災保険、自動車保険又は傷害保険（医療費用保険及び介護費用保険を含む。）を取り扱う代理店とし、その種別を特級代理店（特級（一般）代理店及び特級（工場）代理店）、上級代理店、普通代理店及び初級代理店とする。

無種別代理店は、上記 以外の代理店とする。

(2) 代理店の区分による資格の取得等

種別代理店の個人資格については、所定の講習を受け、かつ、試験に合格することにより取得させる。また、それぞれの資格については、次に掲げる要件を充足することとする。

イ 特級（一般）資格については、損害保険のほぼ全種目につき代理店業務に必要な知識を持ち、十分に自立して取り扱う能力があり、特に大衆分野について高度

自己契約又は特定契約に係る収入保険料の割合が30%を超えた場合には、すみやかに改善するよう代理店を指導しているか。

(2)~(9) (同左)

3 - 1 - 3 他人の生命の保険契約について
(同左)

3 - 1 - 4 自動車損害賠償責任保険について

自動車損害賠償責任保険は、自動車の登録・車検制度とリンクしており、契約者に対して速やかに自動車損害賠償責任保険証明書を交付する必要があることから、特に資力、信用及び業務遂行能力等を備えた代理店に証明書の発行権限を付与する。これらの代理店に対して、保険料の精算を迅速・確実に行うなど適正な業務運営を行うよう指導する。

な知識を持ち、その取扱いに関する能力が優れていること。

ロ 特級（工場）資格については、損害保険のほぼ全種目につき代理店業務に必要な知識を持ち、十分に自立して取り扱う能力があり、特に火災保険の工場物件（各種特約を含む。）について高度な知識を持ち、その取扱いに関する能力が優れていること。

ハ 上級資格については、損害保険のほぼ全種目につき代理店業務に必要な知識を持ち、十分に自立して取り扱う能力があること。火災保険、自動車保険の単種目上級資格については、当該保険種目について同様の能力があること。

ニ 普通資格については、損害保険の種目のうち大衆分野につき代理店業務に必要な知識を持ち、自立して取り扱う能力があること。火災保険、自動車保険及び傷害保険の単種目資格については、当該保険種目について同様の能力があること。

ホ 初級資格については、保険会社の援助及び指導のもと自立して代理店業務を行うことの修得過程にあること。

無種別代理店の個人資格については、火災相互保険、傷害相互保険、建物更新保険又は満期戻長期保険を取り扱う代理店においては、所定の講習を受け、かつ、試験に合格することにより、個人資格を取得させる。これ以外の保険の種類を取り扱う代理店については、所定の教育を受けさせることとする。

(3) 種別代理店の認定の要件

資格者状況

次に掲げる要件を充足することとする。

イ 代理店の店主、役員及び使用人のうち募集従事者が上記(2) に掲げる個人資格のいずれかを有していること。

ロ 普通代理店以上の代理店の店主（代理店の出先を別個に登録している場合の当該出先の責任者を含む。ただし、店主又は出先の責任者から権限を付与された保険部門の責任者が普通資格以上の資格を有している場合はこの限りでない。）は、普通資格以上の資格を有していること。

ハ 代理店は、募集従事者数につき代理店の種別に応じてそれぞれ次の要件を備えていること。この場合、別個に登録していない出先を有する代理店は母店及び別個に登録していない出先を通算したもののそれぞれについて判定する。

(イ) 特級代理店

a 特級（一般）代理店は、特級（一般）資格者を40%（募集従事者が3名のときは30%）又は5名以上有し、かつ、これを含め普通資格以上の資格者を50%又は40名以上有しているものとする。ただし、募集従事者は2名以上有するものとし、2名の場合にあっては、そのいずれも普通資格以上の資格を有するものとする。なお、別個に登録していない出先については、当該各出先について特級（一般）資格者を40%（募集従事者が3名のときは30%）又は5名以上有するものとする。

b 特級（工場）代理店は、特級（工場）資格者を40%又は5名以上有し、かつ、これを含め普通資格以上の資格者を50%又は40名以上有しているものとする。なお、別個に登録していない出先については、当該各出先について特級（工場）資格者を40%又は5名以上有するものとする。

(D) 上級代理店

上級資格以上の資格者を20%又は2名以上有し、かつこれを含め普通資格以上の資格者を50%又は40名以上有しているものとする。なお、別個に登録していない出先については、当該各出先について、募集従事者が8名以上のときは上級資格以上の資格者を1名以上、募集従事者が8名未満のときは普通資格以上の資格者を1名以上有するものとする。

(H) 普通代理店

普通資格以上の資格者を50%又は40名以上有しているものとする。

なお、別個に登録していない出先については、当該各出先について普通資格以上の資格者を1名以上有するものとする。

業績状況等

代理店は、過去1年間の収入保険料（自動車損害賠償責任保険、海上保険、運送保険及び原子力保険に係るもの並びに自己契約及び特定契約に係るものを除く。）合計額につき、次の要件を備えることとする。

イ 特級（一般）代理店は、大衆保険の収入保険料が5,000万円以上（原則として火災保険1,000万円以上、自動車保険2,000万円以上、傷害保険500万円以上のいずれも満たすことを要件とする。）で、かつ、収入保険料合計額に占める割合が70%以上であること。

（注）大衆保険には、火災保険として火災相互保険、建物更新保険及び満期戻長期

（削除）

保険を、傷害保険には傷害相互保険を含むことができる。

ロ 特級（工場）代理店は、5,000万円以上であること。

ハ 上級代理店は、都市所在の代理店については、1,000万円以上、町村所在の代理店については800万円以上であること。

ニ 普通代理店は、100万円以上とする。ただし、傷害単種目代理店については40万円以上であること。

ホ 普通代理店以上の代理店は、過去1年間の収入保険料合計額に占める自己契約又は特定契約に係る収入保険料の割合が30%以下であること。

ヘ 代理店は、法令等を遵守するとともに、契約者保護の観点から公正かつ適正に業務を遂行していること。

ト 上級代理店以上の代理店は、契約者の信頼を損なわないよう十分な顧客管理を行っていること。

なお、特級代理店は、代理店業務専用の事務所を有するものとする。

チ 募集業務を継承した代理店については、認定要件を引き続き維持している場合は、元の代理店の種別に基づき認定することができること。

(4) 初級代理店の育成期間は、初級代理店の登録日（委託種目の追加、格下げ等により初級代理店と認定された日を含む。）から1年経過した日の属する月の末日までとし、当該期間内に普通代理店に育成する。

ただし、登録日から1年以内の業績が50万円以上で、普通代理店の認定の要件のうち業績以外の要件を満たしている場合は、1年間を限度として育成期間を延長できる。

(5) 資格及び種別の判定を適正かつ厳正に行い、判定後も種別代理店の資格者、業績、業務遂行状況等を把握し、その維持を図る。

なお、資格試験等の実施については、必要に応じ(社)日本損害保険協会に依頼するなどし、適正に行う。

(6) 自動車損害賠償責任保険は、自動車の登録・車検制度とリンクしており、契約者に対して速やかに自動車損害賠償責任保険証明書を交付する必要があることから、特に資力、信用及び業務遂行能力等を備えた代理店に証明書の発行権限を付与する。これらの代理店に対して、保険料の精算を迅速・確実に行うなど適正な業務運営を行うよう指導する。

(7) 生命保険会社に雇用されている営業職員等が、当該生命保険会社の子損害保険会社を代理申請会社として平成8年10月1日以降に登録する場合には、平成12年12月31日までを期限として、次のような経過措置を設ける。

— 普通代理店の拳績要件の基準100万円以上、及び初級代理店の育成期間の延長に係る拳績要件の基準50万円以上については、その2分の1とする。

— 初級代理店の育成期間については、延長した代理店の育成期間の満了日が平成12年12月31日以前であり、普通代理店の認定要件のうち拳績以外の要件を満たしている場合に限り、(4)に規定する育成期間を更に1年間延長することができる。

(8) 生命保険募集人で、他の生命保険募集人（営業職員等）の管理又は教育を行う者等（いわゆる支部長等）については、自己が雇用されている生命保険会社の子損害保険会社を代理申請会社として代理店登録し、営業職員等の同行・指導のみを行いこれを継続する間は、上記(4)の取扱いを適用しないことができる。

(9) 代理店手数料率については、代理店機能の発揮度合いに見合い事業方法書に記載された適正な手数料体系に基づき、適正な運営が行われるものとする。

なお、保険仲立人手数料についても同様の取扱となっているか。

3 - 2 損害保険代理店の登録関係

(略)

(1) 登録申請等の受理及び確認

～ (略)

申請書類又は届出書の受理

イ～ロ (略)

(新 設)

3 - 2 損害保険代理店の登録関係

(略)

(1) 登録申請等の受理及び確認

～ (同左)

申請書類又は届出書の受理

イ～ロ (同左)

ハ 生命保険募集人で、他の生命保険募集人（営業職員等）の管理又は教育を行う者等（いわゆる支部長等）については、自己が雇用されている生命保険会社が損害保険会社から保険業法第98条に基づく業務の代理・事務の委託を受け、当該業務の代理・事務の委託に基づき、営業職員等の同行・指導のみを行いこれを継続する間は、業務の代理・事務の代行を委託する当該損害保険会社を代理申請会

社とし、一括して代理店登録を行うことができる。

(別紙1)

住 所	申請者の住民票等上の現住所を記載する。 なお、(1) 八の登録の場合においては、記載を要しない。	商業登記簿上の本店の住所を記載する。
事務所の名称・所在地	損害保険代理業務を行う事務所について記載する（事務所の名称がない場合は名称欄の記載を要しない。また、事務所の所在地が住所欄と同じ場合は、所在地欄の記載を要しない。） なお、(1) 八の登録の場合、事務所の所在地は、保険業法第98条に基づく業務の代理・事務の代行を委託する損害保険会社の本店の所在地又はこれに準じて管理全般が一括して行われる事務所の所在地とする。	損害保険代理業務を行う事務所について記載する（事務所の名称がない場合は名称欄の記載を要しない。また、事務所の所在地が住所欄と同じ場合は、所在地欄の記載を要しない。） 代理店が別個に支店等の登録を行う場合には、既登録の代理店の事務所については、登録申請書の「事務所の名称、所在地」欄の記載を要しない。
他に業務を行っている場合は、その業務の種類	他に業務を行っている場合は、その主要な業務の記載をもって足りるものとする。ただし、生命保険募集	同 左

(別紙1)

住 所	申請者の住民票等上の現住所を記載する。	商業登記簿上の本店の住所を記載する。
事務所の名称・所在地	損害保険代理業務を行う事務所について記載する（事務所の名称がない場合は名称欄の記載を要しない。また、事務所の所在地が住所欄と同じ場合は、所在地欄の記載を要しない。）	損害保険代理業務を行う事務所について記載する（事務所の名称がない場合は名称欄の記載を要しない。また、事務所の所在地が住所欄と同じ場合は、所在地欄の記載を要しない。） 代理店が別個に支店等の登録を行う場合には、既登録の代理店の事務所については、登録申請書の「事務所の名称、所在地」欄の記載を要しない。
他に業務を行っている場合は、その業務の種類	他に業務を行っている場合は、その主要な業務の記載をもって足りるものとする。ただし、生命保険募集	同 左

人の登録を受けている場合は
その旨記載する。

人の登録を受けている場合は
その旨記載する。

なお、(1) ハの登録の場合
においては、「生命保険募集
人（支部長等）」と記載する
こととする。

人の登録を受けている場合は
その旨記載する。

現 行	改 正 後
<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>3 - 2 損害保険代理店の登録関係</p> </div> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) 申請書類又は届出書の受理 イ (略) ロ 代理店の主たる事務所(以下「本店」という。)と同じく、独立して損害保険会社と取引を行う従たる事務所(以下「支店等」という。)については、本店とは別個に登録を行うことができるものとする。この場合、登録申請者は、登録をしようとする代理店の支店長等とせず、本店の代表者とする事で差し支えない。 <p>(注) 1. <u>同一経済圏を越える従たる事務所を設置する場合は、当該従たる事務所にある所属会社の営業所において直接取引を行い、指導管理ができる必要がある。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ただし、旅行者又は運送業者代理店の従たる事務所であって、従前より同一経済圏を越え、かつ所属会社と直接取引を行っていない従たる事務所は、所属会社により当該従たる事務所の保険募集に係る十分な管理を行う場合には、従来どおり直接取引を行わないこととすることができる。</u></p> <p>2. <u>同一経済圏とは、登録代理店の事務所所在地と同一の財務局管内の地域及び当該財務局に隣接する府県までとする。ただし、九州財務局及び福岡財務支局は同一財務局管内とみなす。</u></p>	<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>3 - 2 損害保険代理店の登録関係</p> </div> <p>(同左)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

3. 同一経済圏における従たる事務所で自動車損害賠償責任保険を取扱う場合は、保険会社と直接取引を行う場合であっても別個に登録は要しないものとする。

。~ (略)

(2)~(9) (略)

(10) 損害保険会社が他の損害保険会社の代理店となる手続（法第98条関係）

損害保険会社の本店は、法第98条第2項の規定により金融庁長官の認可を受けたことを証する書面、委託契約書が外国文の場合はその訳文を添付させるものとする。

登録申請書には、法第277条第2項に規定する添付書類を添付させる。

ただし、役員一覧及び定款等の添付は省略することができる。

なお、添付書類のほかに、金融庁長官の認可を受けたことを証する書面、委託契約書が外国語文の場合はその訳文を添付させるものとする。

代理店業を行う支店の支店長を法第302条に基づく役員又は使用人として、当該支店所在地の管轄財務局へ届け出させるものとする。

なお、使用人届の届出の際、支店長は、管轄財務局長に対して、登録財務局、登録年月日及び登録済みである旨を届け出させるものとする。

(削除)

(10) 損害保険会社が他の損害保険会社の事業の遂行に必要な一切の業務を行う際に代理店となる手続（法第98条関係）

損害保険会社の本店は、法第98条第2項の規定により金融庁長官の認可を受け、本店の所在地の管轄財務局へ法第276条に基づく代理店の登録を行う。

登録申請書には、法第277条第2項に規定する添付書類を添付させる。

ただし、役員一覧及び定款等の添付は省略することができる。

なお、添付書類のほかに、金融庁長官の認可を受けたことを証する書面、委託契約書が外国語文の場合はその訳文を添付させるものとする。

代理店業を行う支店の支店長を法第302条に基づく役員又は使用人として、当該支店所在地の管轄財務局へ届け出させることができることとする。

なお、使用人届の届出の際、支店長は、管轄財務局長に対して、登録財務局、登録年月日及び登録済みである旨を届け出させることができるものとする。

現 行	改 正 後
<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p>3 損害保険関係</p> <div data-bbox="147 437 1120 525" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 - 2 損害保険代理店の登録関係</p> </div> <p>(7) 保険募集に従事する役員又は使用人届出（法第302条の届出） 法第302条にいう保険募集に従事する役員又は使用人とは、代理店の事務所に勤務（使用人にあつては代理店と雇用関係（期間雇用を含む。）がある者に限る。）し、かつ、保険募集に関し所定の教育を受け、その代理店の管理のもとで保険募集を行う者をいう。なお、同一人が複数の代理店において保険募集に従事する役員又は使用人にはなれないことに留意する。</p> <p>4 保険仲立人関係</p> <div data-bbox="147 912 1120 1000" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 - 1 登録事項</p> </div> <p>4 - 1 - 11 保険募集に従事する役員又は使用人の届出の取扱い 法第302条に規定する役員又は使用人の届出の取扱いは、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 法第302条の規定により届出を要する役員又は使用人とは、<u>登録を受けた保険仲立人の日本にある事務所に勤務する役員（代表権を有する役員を除く。）又は登録を受けた保険仲立人と雇用関係（期間雇用等を含む。）があり、かつ当該保険仲立人の日本にある事務所に勤務する使用人をいう。</u>ただし、同一の役員又は使用人は、複数の保険仲立人の保険募集を行う役員又は使用人を兼務しないものとする。</p>	<p>第二分冊 保険会社関係</p> <p>3 損害保険関係</p> <div data-bbox="1167 437 2139 525" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3 - 2 損害保険代理店の登録関係</p> </div> <p>(7) 保険募集に従事する役員又は使用人届出（法第302条の届出） 法第302条にいう保険募集に従事する役員又は使用人とは、代理店の事務所に勤務し、かつ、保険募集に関し所定の教育を受け、その代理店の管理のもとで保険募集を行う者をいう。なお、同一人が複数の代理店において保険募集に従事する役員又は使用人にはなれないことに留意する。</p> <p>4 保険仲立人関係</p> <div data-bbox="1167 912 2139 1000" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>4 - 1 登録事項</p> </div> <p>4 - 1 - 11 保険募集に従事する役員又は使用人の届出の取扱い 法第302条に規定する役員又は使用人の届出の取扱いは、下記のとおりとする。</p> <p>(1) 法第302条の規定により届出を要する役員又は使用人とは、<u>登録を受けた保険仲立人の日本にある事務所に勤務する役員（代表権を有する役員を除く。）又は使用人をいう。</u>ただし、同一の役員又は使用人は、複数の保険仲立人の保険募集を行う役員又は使用人を兼務しないものとする。</p>